

安全協定第9条で規定するLCO逸脱事象

●島根原子力発電所2号機 運転上の制限の逸脱について

4月30日、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力：82万kW、定期事業者検査のため停止中）において、第18回運転サイクル期間中^{※1}、最小限界出力比^{※2}が制限値（1.25以上）を満足しない状態（最小で1.17）で運転していた期間があり、一時的に、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態であったと判断。

あわせて、同運転サイクル期間中に最小限界出力比が制限値を満足する状態に復帰していたことを確認したため、運転上の制限を満足していない状態から復帰しているものと判断。

※1 2025年1月10日～2026年2月9日

※2 運転時の燃料の健全性を確認するために、熱に係る裕度を表す指標。原子炉熱出力が30%以上の時に監視が必要となる。原子炉内で冷却水が沸騰する際、燃料の表面が蒸気で覆われる状態が発生すると冷却効率が低下することから、同指標により、燃料が適正に冷却される状態であることを監視する。燃料集合体ごとに、冷却効率の低下に至る出力と運転中の出力の比率を算出し、最小値を指標として用いる。

(中国電力公表済)

《県の対応》

4月30日13時55分より、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づき、中国電力に対する立入調査を松江市と合同で実施

(1) 調査結果の概要

中国電力職員から、以下の内容を聴取

① 事象内容の確認

- ・中国電力(株)から、発見の経緯、燃料支持金具が仕様と異なったことによる影響評価の結果等について説明を受け、事象の内容を確認した。
- ・第18回運転サイクルにおいて、当該燃料支持金具上の燃料集合体1体に関して、限界出力比が一時期、運転上の制限を逸脱していたことを確認した。

② 燃料の健全性の確認

- ・島根原子力発電所2号機では第18回運転サイクルを含め、これまでの運転において燃料破損はなかったことを確認した。

(2) 県の対応

原因究明と再発防止を口頭で要請